

## 行政情報

## ほこみちプロジェクト本格始動

山本浩之

国土交通省では、2020年6月に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用に対する占用許可基準を緩和する特例措置（以下、「コロナ占用特例」）を導入した。全国各地でコロナ占用特例を活用した路上利用の取組が実施されており、特例措置の期間終了後も沿道飲食店等の路上利用を継続できるよう、また、賑わいのある人中心の道路を構築するため、国土交通省では歩行者利便増進道路（以下、「ほこみち」）制度を2020年11月に創設した。本稿では、道路空間利活用による地域の魅力向上や活性化が期待される、ほこみちについて紹介する。

キーワード：ほこみち、歩行者利便増進道路、コロナ占用特例、人中心の道路、まちづくり

## 1. はじめに

社会・経済情勢の変化や道路ネットワークの充実等に伴い、従来の自動車の安全かつ円滑な通行が主目的であった道路の交通機能に加え、賑わい空間の創出、歩行者や自転車等の安全・安心や新たなモビリティの通行など、道路空間に対するニーズは多様化している。

このような変化を踏まえ、道路空間の利活用については、道路協力団体、都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法及び中心市街地活性化法における道路占用許可基準の特例など、そのときの社会や特定の地域のニーズに応じて制度の創設が進められてきた。

また、2020年6月には、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会の提言として、道路政策ビジョン「2040年、道路の景色が変わる～人々の幸せにつながる道路～」がとりまとめられた。その中の方向性のひとつ「行きたくなる、居たくなる道路」の具体的なイメージとして、通過車両が環状道路等で迂回することにより、まちの中心となる道路が人中心の空間として再構築され、オープンカフェやイベントを催すなど、人が安全に楽しく滞在できる道路空間が示されている（図-1）。

一方、2020年、新型コロナウイルスの感染拡大によって世界中の都市の景色がすっかり変わってしまった。感染拡大防止に向け、人と人との接触が大幅に制限されたため、まちから人が激減した。しかし、そのような状況だからこそ、人とのつながり、社会とのつながりへの渴望感は強いと感じている。



図-1 人中心の空間として再生した、まちのメインストリート 出典：道路政策ビジョン2040

ウィズコロナの時代、感染防止に配慮しながら人や社会とのつながりを求めていくには、屋外公共空間の役割は重要である。道路政策ビジョンで示す道路のあるべき姿はウィズコロナの時代の屋外公共空間に望まれる姿でもあると考える。

国土交通省道路局では、道路政策ビジョンで示す道路の景色の実現に向け、コロナ占用特例の措置やほこみち制度の創設、普及・拡大などの取組を進めている。

## 2. コロナ占用特例の措置

道路空間利活用のニーズや先進的な取組は近年検討されてはきていたが、新型コロナウイルスの流行はこれらへの注目を一気に集めるきっかけとなったと言える。

2020年、日本全国で新型コロナウイルスが流行し、緊急事態宣言の発出等に伴い、多くの飲食店等では業績が悪化した。厚生労働省は、新型コロナウイルス感

染症専門家会議からの提言（2020年5月）を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」について、今後、日常生活の中で取り入れることが望まれる「食事は外で気持ちよく」等の実践例を示した。

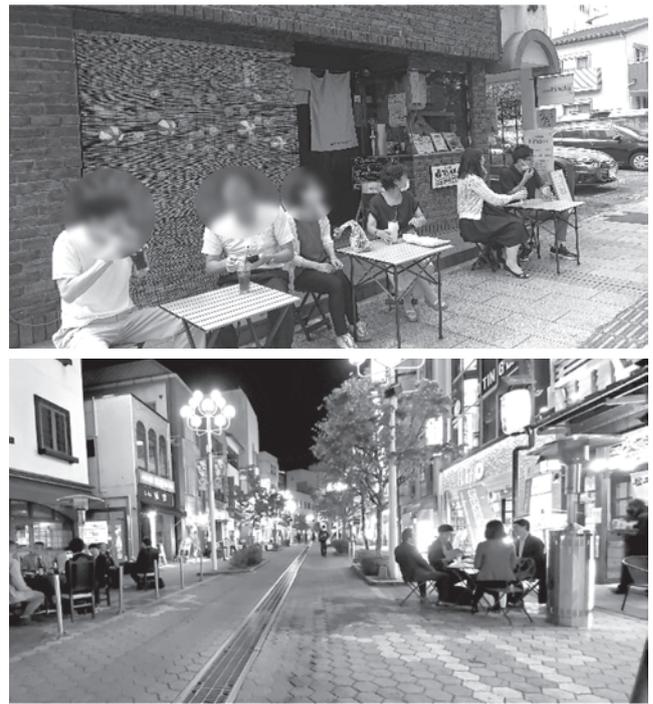
このような状況を踏まえ、国土交通省道路局では、2020年6月より、直轄国道において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置を導入したほか、地方公共団体に対しても、同様の措置の実施の検討を依頼した（図—2）。

コロナ占用特例のポイント	
内容	① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※ <sup>1</sup> による一括占用※ <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup> 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※ <sup>2</sup> 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除（施設付近の清掃等にご協力いただいている場合）
占用期間	令和3年9月30日まで

図—2 コロナ占用特例の概要 出典：国土交通省資料

コロナ占用特例は、全国の飲食店等の売り上げや、まちの活性化に貢献していることから、大変好評をいただいております。アンケート調査では、約9割の道路管理者及び占用主体が期間の延長を希望していたこともあり、期間が当初は2020年11月末までとしていたが、2021年9月末まで再度延長することとした。

その結果、2021年1月19日時点で、国と同様のコロナ占用特例の適用事例がある自治体は、全国で約150、占用許可件数は約360件と、短期間で全国に広



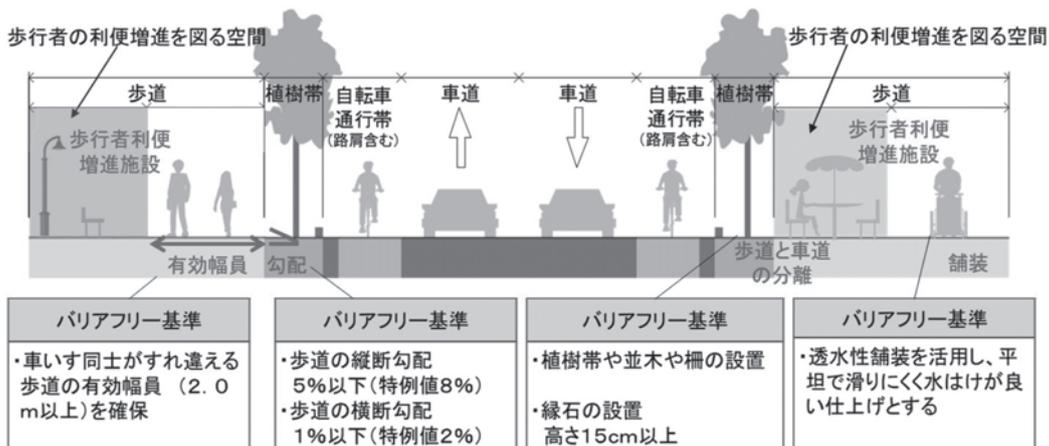
写真—1 コロナ占用特例実施事例（上：栃木県宇都宮市，下：長野県松本市）

がり、道路を利活用することへのニーズが高いことが再認識された（写真—1）。

### 3. ほこみち制度の創設

全国各地でコロナ占用特例を活用した路上利用の取組が実施されており、特例措置の期間終了後も沿道飲食店等の路上利用を継続できるよう、また、賑わいのある人中心の道路を構築するため、国土交通省は2020年の道路法改正により、ほこみち制度を創設した。

これにより、歩道等の中に歩行者が安心・快適に通行する空間に加え、歩行者が滞留し利便増進を図る空間の整備ができるよう、新たな道路の構造基準を策定



図—3 新たな構造基準のイメージ 出典：国土交通省資料

した（図—3）。

また、利便増進のための占用を誘導する仕組みとして、ほこみちの中の特例区域（利便増進誘導区域）では、道路区域外に占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を認める「無余地性基準」を除外し、占用がより柔軟に認められるようになった（図—4）。

併せて、占用者を公募により選定することで民間の創意工夫を活用しやすくなるほか、通常5年の占用期間が最長20年認められるようになり、テラス付き飲食店等、高額な初期投資を要する施設も参入しやすくなることを期待している。



図—4 ほこみち制度の特例区域のイメージ 出典：国土交通省資料

#### 4. 全国初のほこみち指定

2021年2月12日に全国で初めて、大阪市の御堂筋、神戸市の三宮中央通り及び姫路市の大手前通りがほこみちとして各道路管理者によって指定された（写真—2）。

御堂筋や大手前通りではこれまでも、車中心から人中心のストリートへの転換や地域のシンボルルートとしての整備を進めてきており、賑わい空間の創出やそれに伴う円滑な通行の確保などに関する社会実験を行ってきた。また、三宮中央通りはコロナ占用特例を活用したオープンカフェ等の設置などを実施していた。

3市に共通して、社会実験やコロナ占用特例などの実績を重ねつつ、今後の展望や方針を整理し、新たな出発点としてほこみち指定を行っていることが、制度の創設から短期間ではほこみち指定がされた要因と考えられる。そして、ほこみち制度の継続的かつ効果的な実施には、このような手順を踏むことが有効であると考えられる。

この他、各地でほこみちの取組は進められており、2021年7月末時点で、計8自治体22区間でほこみち

路線名  
国道25号  
(御堂筋)  
場所  
大阪市中央区  
淀屋橋交差点  
から  
難波西口交差点



路線名  
神戸市道  
三宮中央通り線  
場所  
神戸市中央区  
加納町6丁目  
から  
三宮町3丁目

路線名  
姫路市道幹第1号線  
(大手前通り)  
場所  
姫路市西駅前町  
1番1地先  
から  
本町68番地先



写真—2 ほこみち全国初指定箇所（2021年2月12日指定）

の指定がされている（表—1）。また、コロナ占用特例からほこみち制度への移行を進めており、今後、コロナ占用特例からの移行が加わり、更に指定数は伸びていくと期待している。

#### 5. おわりに

道路に賑わい空間を設けてイベントを行ったり、カフェを設置したりといった取り組みは、これまでも各地域の工夫や努力によって行われてきた。しかしながら、賑わい創出につながる道路に関する基準やルールは明確にはなかった。道路のような公共空間は多くの方が利用するため、基準やルールがない中では、道路利用者や地域にとって望ましい取り組みでも、実施することを躊躇してしまったり、関係者との協議が難航してしまったり、思うように取り組みが進まない事例も散見された。

その一方で、今回のコロナ占用特例でも、道路空間の利活用ニーズが多数あることがわかった。

コロナ占用特例の措置やほこみち制度創設の意義

表一 1 ほこみち指定箇所一覧（令和3年7月末時点）

道路管理者	路線名	場所	指定日（路線）
大阪市	国道25号（御堂筋）	大阪市中央区淀屋橋交差点～難波西口交差点	R3.2.12
神戸市	市道三宮中央通り線	神戸市中央区三宮町1丁目3番9地先～3丁目1番18地先	R3.2.12
姫路市	市道幹第1号線	姫路市西駅前町1番1地先～本町68番地先	R3.2.12
岡山市	市道駅前町6号線	岡山市北区駅前町一丁目2番101先～10番146先	R3.3.4
	市道表町4号線	岡山市北区表町一丁目4番101先～9番132先	
	市道表町8号線	岡山市北区表町二丁目2番101先～表町三丁目6番124先	
長野県	国道141号	上田市中央1丁目交差点～原町交差点	R3.3.25
	県道79号小諸上田線	上田市横町交差点～中央2丁目交差点	R3.6.4
	県道松代篠ノ井線	長野市篠ノ井会字清水18番の4地先～	
県道清野篠ノ井停車場線	長野市篠ノ井布施高田字佃860番の2地先	R3.7.26	
県道旧軽井沢軽井沢停車場線	北佐久郡軽井沢町軽井沢東23番12地先～軽井沢東12番3地先		
甲府市	市道156号春日深線	甲府市中央1丁目13-7～甲府市中央4丁目4-32	R3.3.25
松本市	市道1059号線	松本市大手3丁目67番二-2先～丸の内72番2先	R3.3.31
	市道2024号線	松本市中央2丁目48番16～中央2丁目2番22	
	市道2805号線	松本市中央1丁目115番1先～中央2丁目55番4先	
	市道1095号線	松本市大手4丁目80番10先～大手4丁目80番19先	
	市道2517号線	松本市中央1丁目512番先～中央1丁目471番先	
	市道2518号線	松本市中央1丁目452番先～中央1丁目443番先	
市道2279号線	松本市中央1丁目377番先～中央1丁目377番先		
宇部市	市道常盤通り宇部新川駅線	宇部市中央町1丁目13番5～中央町1丁目10番5	R3.4.1
	市道宇部新川恩田線	宇部市松島町18番3～松島町10番1	
	市道小串通り線	宇部市中央町1丁目1番1～中央町1丁目2番4	

は、道路空間における通行以外の目的、つまり、屋外空間としての活用や賑わい創出といった今まで位置づけがなかったものをルールの中にきちんと位置付けたということである。ルールの中に位置づけられることによって、道路管理者や沿道の方が取り組みを行う際に、今まで躊躇していたことや難航していたことがより円滑に進められ、それにより、地域独自の取り組みを後押しし、地域の魅力向上、活性化が推進されることを期待している。

コロナ占用特例によって、各地域において道路空間利活用の実績を作っており、一定の効果を得ている。この道路の利活用の取り組みを持続化していくため、国土交通省では、ほこみち制度への円滑な移行（図一5）及びほこみち制度の普及を促進するとともに、引き続き道路空間の再構築、利活用のための取り組みを意欲的に進めていきたい。

	ほこみち制度による 占用特例	コロナ占用特例
占用 許可基準	無余地性の基準を緩和	
占用主体	個別占用・一括占用を問わない	地方公共団体又は地元協議会等 による一括占用
占用期間	最長5年 ※公募占用による場合は最長20年	特例の期限まで
占用料	減額（1/10） ※コロナ占用特例の対象物件は、 同特例の期間中は「免除」	免除 ※施設付近の清掃等への協力が条件

図一5 ほこみち制度とコロナ占用特例の比較表 出典：国土交通省資料

J C M A

## 【筆者紹介】

山本 浩之（やまもと ひろゆき）  
国土交通省 道路局  
環境安全・防災課  
課長補佐

